

最大60万円の一時支援金

時短飲食店の取引先など

公明の主張で対象拡大

新規事業者、寄付型NPOにも

公明党の一時金等中小事業者等支援チーム（座長＝浜田昌良参院議員）と経済産業部会（部会長＝中野洋昌衆院議員）は3日、衆院第1議員会館で合同会議を開き、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や外出自粛の影響で売上げが半減した中小事業者向けの「一時支援金」の詳細について、経産省からヒアリングした。一時金は公明党の強い主張を受け、幅広い事業者を対象に支給する。席上、浜田座長は政府側に対し「対象事業者に支援金が行き届くよう迅速、かつ丁寧な周知と対応を」と訴えた。

一時金は、今年1～3月の売上げが前年か前々年と比べて1カ月でも50%以上減ったことを条件に、中堅・中小企業など法人に最大60万円、個人事業者に同30万円を給付。申請は、8日から専用ホームページで受け付ける。不正受給を防ぐため、申請前には行政書士や地方金融機関、商工会議所などによる営業実態の事前確認を対面か電話やオンラインで実施する。給付対象は、東京など緊急事態宣言が再発令された地域（宣言解除地域も含む）の飲食店と直接・間接の取引があるか、不要不急の外

出・移動自粛による直接的な影響を受けた事業者。要件を満たせば業種や所在地に関係なく受給できる。一方、収入を雑所得として計上しているフリーランスや、一昨年から昨年にかけて新規開業した事業者、事業活動を寄付金などに依存する「寄付型NPO法人」に対しては、公明党の主張も踏まえ、今年度補正予算に計上した事業者向けの「持統化給付金」と同様に特例措置をとる。特例申請は19日から受け付けを始める。会議では、出席議員から、各都道府県に設置されている「申請サポート会場」の周知徹底や、視覚障がい者も利用しやすいような情報提供、Q&Aの充実などを求める意見が出た。

申請受付期間	3月8日(月)～5月31日(月)
支給上限額	中堅・中小企業…60万円 個人事業者………30万円

対象要件

- 緊急事態宣言地域の飲食店と取引がある業者
- 外出自粛で直接的な影響を受けた事業者

※今年1～3月のいずれかの月の売上げが前年か、前々年と比べ50%以上減少していることが条件

具体的には…

- ▽飲食店に食材・サービスなどを提供する事業者
- ▽時短要請の対象外の飲食店
- ▽農漁業者など生産者
- ▽ホテル・旅館、土産物屋、タクシー事業者など

問い合わせ先は…
一時支援金事務局 相談窓口【申請者専用】
TEL: 0120-211-240 (通話料無料)
受付時間: 毎日 8:30～19:00

「一時支援金」概要

公明、政府にさらに訴え
申請サポートを強化
迅速、丁寧に周知せよ



一時支援金の詳細について経産省からヒアリングした党合同会議＝3日 衆院第1議員会館